

●家庭ごみの集積所に排出できる事業者について

以下のいずれかの条件に該当する事業者で、「事業系一般廃棄物排出票」を市に届出いただき、現地確認を受ける必要があります。

1 次の要件に全て該当する場合

- ① 事業のための店舗、事務所、工場等の施設を有しないこと。
- ② 従事者（事業主を含む）の総数が2人以下であること。
- ③ 事業系一般廃棄物の排出量が1日平均1kg未満であること。

2 社会福祉法等に規定する事業又は事業施設等が、1日平均50kg未満の事業系一般廃棄物を排出する場合

いずれの場合も、市職員が現地確認をさせていただきます。なお、使用を予定するごみ集積所を管理する町内会等との事前調整を行ってください。
事前調整の後、「事業系一般廃棄物排出票」を提出してください。